

# 委員会条例等における傍聴の取扱状況

## ○公開制・許可制等の状況

公開制		19	「委員会は、(これを)公開する」 青森県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、石川県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、 <b>奈良県</b> 、鳥取県、島根県、福岡県、長崎県、大分県、沖縄県
許可制	委員長	24	「委員長の許可を得た者が傍聴することができる」(全議標準) 北海道、岩手県、茨城県、栃木県、富山県、福井県、愛知県、京都府、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
			「委員長に申し出た者が傍聴できる」 山形県
			「委員長は傍聴を許可することができる」 新潟県
	「必要に応じ、委員長が制限できる」 山梨県		
	委員会	2	「委員会にはかり、これを決める」 神奈川県
			「委員長が会議に諮って決める」 大阪府
その他		2	「あらかじめ傍聴券の交付を受けなければならない」 岐阜県
			「傍聴を希望する者が傍聴することができる」 兵庫県

## ○公開を原則としている団体(19)の傍聴規定等の制定状況

議会傍聴規則 (本会議と委員会を併せて規定)	2	島根県、福岡県
委員会傍聴規則	5	福島県、群馬県、東京都、静岡県、大分県
委員会傍聴規程	7	青森県、宮城県、千葉県、三重県、滋賀県、鳥取県、沖縄県
委員会傍聴取扱要綱	1	埼玉県
委員会傍聴取扱要領	2	石川県、長野県
なし	2	<b>奈良県</b> 、長崎県